

## 長崎県西海市江島沖における協議会（第3回）

日時 令和4年5月31日（火）14:00～16:00

場所 西海市オリーブベイホテル「牡丹」

（一部の構成員はWEB会議形式にて参加）

### ○経済産業省（事務局）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、再エネ海域利用法に基づく「長崎県西海市江島沖における協議会」を開催いたします。

私、経済産業省風力政策室長の石井です。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議は、一部構成員の方には、オンライン会議アプリを使って各自の職場や自宅などから本日の会議に参加いただいております、リアルタイムで音声のやり取りができるようになっております。

オンライン会議の開催に当たりまして、主にオンラインで出席される構成員へ向けて、事務的に3点申し上げます。

1点目です。音声がかぶるなどの問題が発生しますので、御発言いただく方のみ、カメラとマイクをオンにさせていただいて、御発言時以外はカメラを停止状態に、音声をミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。

2点目です。御発言を御希望の際は、チャット機能を活用して、発言を希望の旨御入力いただくようお願いいたします。順次、座長から「何々委員、御発言をお願いします」と御指名いただきますので、マイクをオンにいただき御発言いただけますと幸いです。

3点目です。通信のトラブルが生じた際には、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

その他、もし何か御不明点などございましたら何なりとおっしゃってください。

さて、昨年9月30日に開催しました第2回の協議会では、構成員の皆様から、促進区域に向けた留意事項や発電事業者に求める事項等についてコメントをいただきました。本日は、これまでの御議論を踏まえまして、協議会としてのとりまとめ案について御議論いただければと考えております。

それでは、以降の進行につきましては、池上座長にお願いできればと思います。座長、よろしくお願いいいたします。

○長崎総合科学大学（座長）

分かりました。それでは、お引き受けいたします。まず、どうか皆さんよろしくお願ひしたいと思ひます。

議事に入ります前にお願ひですけれども、報道関係者の皆様には、協議会の運営に支障をきたさぬよう、これ以降の撮影を御遠慮いただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

本日は、事務局からの説明がありましたとおり、協議会のとりまとめ案について議論をしたいと考えております。皆様から忌憚のない御意見をいただければと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、議事に入ります前に、事務局から配付資料について御説明をお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

承知しました。それでは、皆様、お手元の資料を御確認いただければと思ひます。本日の配付資料について確認をいたします。

まず、議事次第のほかに、資料1、出席者名簿。資料2、配席図。資料3、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の各構成資産の位置等について。資料4、促進区域（案）。資料5、協議会意見とりまとめ（案）。参考資料1、既設海底ケーブルの位置と江島内住居から800メートルの範囲。参考資料2、前回第2回の協議会の議事概要をおつけしております。お手元の資料に不足がないか、御確認いただければと思ひます。

○長崎総合科学大学（座長）

資料の過不足はないようですので、それでは早速、議事に入りたいと思ひます。

まず前回の協議会において構成員から、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産と江島との位置関係を具体的に図示するよう御依頼がございました。この点に関して、事務局・長崎県から、資料3に基づき、御説明をお願ひいたします。

○長崎県

長崎県の産業労働部長の松尾でございます。このような機会をいただきまして、ありがとうございます。私どもから、第2回の協議会で松山委員より御発言のありました世界遺産関連で補足説明をさせていただきたいと思っております。

資料3を御覧いただきたいと思っております。こちらを御覧いただくとお分かりいただけますが、江島周辺には、世界文化遺産である「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産が点在しております。各構成資産との位置関係については、江島の中心付近から30km以内に点在しているものとしては、頭ヶ島の集落、黒島の集落、野崎島の集落跡があり、これらの構成資産からは比較的視認されやすいと想定されます。また、江島の中心付近から30kmを超える地域に点在しているものとしては、外海の出津集落、外海の大野集落がございます。これらにつきましても、江島と構成資産の間を遮る山等がないため、視認は可能な状況となっております。

第2回の協議会から繰り返すにはなりますが、当該海域での洋上風力発電事業を進めるに当たっては、世界遺産の価値への視覚的影響を与えないよう、事業の計画段階における遺産影響評価の確実な実施を求めたいと考えております。遺産影響評価の手続の流れにつきましては、調査段階からユネスコからの評価をいただくまで1年以上の期間を要することが考えられます。また、ユネスコからの回答次第では、事業計画の変更など必要な調整が求められることも想定されますので、当該海域での洋上風力発電の推進と世界遺産の保護の両立の観点から、関係者の皆様の御理解、御配慮をお願いいたします。

以上でございます。

○長崎総合科学大学（座長）

どうもありがとうございました。ただいま事務局より御報告いただきました内容について、何か御質問等ございませんでしょうか。御質問等のある方は挙手をお願いします。

御質問がないようですので、次に進めたいと思っております。

それでは、本協議会意見のとりまとめに入りたいと思っております。事務局から協議会意見とりまとめ案について説明いただいた後、その内容について議論をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

それでは、資料4、促進区域（案）、それから、資料5、協議会意見とりまとめ（案）、それから、参考資料1をお手元に置いていただいで御確認いただければと思います。

御説明に入る前に1点補足をさせていただきます。前回第2回の協議会において、当区域で確保されております系統の規模が約30万キロワットに増設された旨御報告をいたしました。その後、この区域でさらに約12万キロワットの系統が別途確保されたことを確認いたしました。これによりまして、この区域で確保されている系統容量は最大約42万キロワットとなりましたので、この場で併せて御報告をいたします。

それでは、お手元資料を御覧いただければと思います。まず、資料4でございます。その2枚目に（1）から（7）まで座標があり、それぞれの緯度経度をお示したものが1枚目にありますけれども、これらの点を結んだ線によって囲まれる海域のうち、漁港の区域、それから、海岸保全区域を除いた海域を促進区域（案）とするというものでございます。

その上で資料5を御覧いただければと思います。こちらは「長崎県西海市江島沖における協議会意見とりまとめ（案）」でございます。

1番、「はじめに」でございます。こちら、再エネ海域利用法の規定に基づきまして、令和3年4月23日に協議会を設置しました。長崎県西海市江島沖の区域について、促進区域の指定、促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関して必要な協議を行いました。

2番、「協議会の意見」でございます。長崎県西海市江島沖の区域について、洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業を実施することにより、漁業操業及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添の資料のとおり、着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了まで全過程において留意することを求めるという内容にしています。

その留意事項でございます。3番を見ていただければと思います。留意事項（1）、全体理念です。①、選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。

②番、選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、本海域における発電事業が、地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること。

③番、協議会の構成員及び選定事業者は、令和元年5月17日に閣議決定をされております基本的な方針、こちらは第1回の協議会でもお示しをしておりますけれども、この基本方針に示されました長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和、公平・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の4つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。

④番、選定事業者は、洋上風力発電設備及び附属設備の設置までに、発電事業の実施について協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること。他方で、協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備の整備に係る海域の利用について了承すること。

(2)番、地域や漁業との共存及び漁業影響調査についてです。①番、選定事業者は地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、地域や漁業者などと十分なコミュニケーションを図り、信頼関係の構築と発電事業の安全性確保に向けて適切な対応を行うこと。

②番、選定事業者は、本会議における洋上風力発電事業が日本の離島振興モデルとなることを目指して、地元自治体が江島の人口減少対策や生活面での利便性向上等に向けて、江島の振興に関する計画を策定する際には、その検討に協力すること。

③番、選定事業者は、洋上風力発電による電力の地域における利用に関し、地元自治体による災害時の電力供給確保に関する防災計画の検討・策定等に協力すること。

④番、選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置・維持管理における地場産業との連携等に関し、地元自治体からの協議に応じるとともに、発電事業の実施に支障を及ぼさない範囲で協力を行うこと。

⑤番、選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念の下、発電事業で得られた利益の地域（主として本件の影響を最も受ける江島漁業者及び島民）への還元を目的として、今後設置される基金への出捐等を行うこと。また、地域や漁業との協調・共生策（当該海域における漁業等の持続的発展のための環境整備、先進技術の活用等による生活の質の向上に向けた取組等として、基金の設置組織において使途が公開されるものに限る）の検討実施に参画するとともに、公募占用計画の作成に当たっては、このとりまとめの最後にあります4番、「おわりに」、そこに記載されております趣旨を踏まえた提案を行うこと。

⑥番、基金への出捐等の規模（総額）については、選定事業者の公募占用計画で示される発電設備出力（キロワット）の規模に、キロワット当たりの単価（250円）と公募占

用計画の最大認定期間30年を乗じた額、すなわち発電設備出力×250×30で算定される額を目安とする。

⑦番、各年度の基金への出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項について、選定事業者を含む協議会構成員は、協議会の場で必要な協議を行うこと。また、協議会の構成員である西海市が、必要な協議に向けて、基金の活用に関する地元住民等との意見交換を行う場を設置した場合は、選定事業者はこの意見交換の場に参加すること。

⑧番、選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置運用（基金を通じた取組の実施を含む）に際して、公平性・公正性・透明性を確保しなければならない。また、効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。

⑨番、地方自治体以外に基金を設置する場合（例えば新たに財団法人を設置するなど）は、基金の設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。あわせて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。

⑩番、発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、選定事業者は少なくとも建設工事の1年程度前から漁業影響調査を開始すること。調査の具体的方法及び時期については、選定事業者の決定後に、協議会における意見・助言を踏まえて決定する。漁業影響調査の結果、万が一選定事業者の責により漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合には、選定事業者は関係漁業者に対して協議を行った上で、必要な措置をとること。

(3)番、洋上風力発電設備等の設置位置の検討における留意点です。①番、選定事業者は、海底送電線及び通信ケーブルの敷設に当たり、既設の海底ケーブルの保全・管理に支障を及ぼすことがないように、これら既設の施設の管理者と十分な協議を行うとともに、海底送電線等の経路や陸揚げ地点における関係漁業者に丁寧に説明し協議すること。なお、海底送電線等の敷設ルートは、西海市本土方面から陸揚げすることを基本として検討を行うこと。

②番、選定事業者は、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者、地元自治体等と協議し、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。

③番、選定事業者は、島内居住者に対する騒音等の影響を防止する観点から、江島島内

の住宅から800メートル以内の海域には洋上風力発電設備等を設置しないこと。こちらの図面を参考資料1につけております。

(4)番、建設に当たっての留意点です。①、選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設、安全対策に当たっては、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者、地元自治体へ丁寧に説明し、協議すること。特に、基礎に係る海洋工事の施工に当たっては、西海市江島地区の関係漁業者に対して丁寧に説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行などについて、漁業の操業等と適切に調整すること。

②番、選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存の海洋における設置物へ被害が及ばないように、必要な措置を取ること。例えば、地震、落雷、台風などに対して十分な安全性を確保できるよう、洋上風力発電設備等を設計・建設すること、適切な離隔を確保することなどとしております。

(5)番、発電事業の実施に当たっての留意点です。①、選定事業者は、メンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者、地元自治体に対して丁寧に説明し、協議を行うこと。②番、選定事業者は、船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者、地元自治体に対して、丁寧に説明し、協議を行うこと。

(6)番、環境配慮事項です。①、選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告、知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講ずること。

②番、選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、振動、風車の影、鳥類、海生生物、海洋環境、景観への影響について適切に調査・予測・評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。

③番、選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査（騒音、振動、鳥類、海生生物、海洋環境等）を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

④番、選定事業者は、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産からの眺望について、関係機関と十分な協議を行うとともに、遺産影響評価を行った上で、世界文化遺産の「顕著な普遍的価値」に影響しない事業計画とすること。なお、遺産影響評価の結果については、ユネスコ世界遺産センターへ提出する必要があることから、選定後速やかに遺産影響評価に取り組むこと。

(7) その他です。今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、今申し上げました(1)から(6)以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じた場合、本協議会を開催し、協議や情報共有を行うこととしております。

最後、4、「おわりに」です。「洋上風力発電事業を通じた江島の将来像」という章を立てております。江島は、過疎化が進行するとともに、少子化に伴う小中学校の廃校問題といった後戻りできない事態に直面しつつある。また、主要産業である漁業については、豊かな漁場がある反面、島民の減少と連動し、事業継続等の面において、厳しい状況に直面している。

こうした状況を大きく改善し得る、潜在力あるプロジェクトが長崎県西海市江島沖における洋上風力発電事業である。

この事業を通じて、漁業振興策として、海産資源をしっかりと守り育てていく取組、江島で漁業を始めた人が継続的に漁業に従事できるような環境整備、水揚げ高増加につながる取組等の実施が期待される。また、地域振興策としては、風車の維持・管理の一端を担う拠点整備に加えて、島民や移住者といった地域コミュニティが交流する場の整備が期待される。さらに、ICT等の様々な先進技術を活用した島民の生活の質の向上、高付加価値農産物の栽培等を含む新たな地元就業環境の創出、テレワークを活用したワーケーションといった多様な働き方を実現するフィールドとして、江島の言わばスマートアイランド化を目指す。

このような江島の振興に係るプロジェクトが早期に実現することで、江島へ移住・定着される人が徐々に増加していくこと、加えて、江島が将来にわたってライフステージに応じ、安心して快適な生活圏となることが強く期待される。

選定事業者は、このような江島を取り巻く情勢を念頭に置いた上で、本事業が日本における一つの先進的な離島振興モデルとなることを目指し、発電事業と併せて協調・共生策に取り組んでいく必要があるという内容でございます。

事務局からは以上でございます。



○長崎総合科学大学（座長）

どうもありがとうございました。それでは、ただいまから構成員の皆様からの御意見を頂戴したいと思います。御意見のある方は挙手をお願いいたします。オンラインでの御参加の方は、チャット機能で合図をお願いいたします。今から30分程度、皆様方の御意見をお伺いすることにいたします。

ではまず、県からお願いします。

○長崎県

長崎県でございます。県といたしましては、これまでの2回の協議会において、西海市江島沖の洋上風力発電の導入に向けて、漁業との共生、地域経済の振興、環境・景観との両立の重要性などについて御説明し、意見も述べさせていただきました。

昨年度の4月に本協議会を設置し、第3回となる本日の協議会において、こうして協議会意見とりまとめ案が提出されるまでに至ったことについて、構成員の皆様にご心から感謝を申し上げます。このとりまとめ案につきましては、事業の実施に当たって留意すべき事項として、構成員の皆様から御発言いただいた内容が十分反映されておりますので、本県としてはこのとりまとめ案に賛同いたします。

今後、国において、促進区域の指定、公募占用指針の策定、事業者の選定とプロセスを進めていただくこととなりますが、本協議会意見とりまとめの内容を十分理解した事業者が選定されることが地域との共存共栄を実現するために最も重要な要素でございますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

今後とも、地域の関係者の御理解をいただきながら、当該海域での洋上風力発電事業と地域の資産の両立による新たな価値の創造、並びに西海市が全国に先駆けたカーボンニュートラルのまちとなるよう、市と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長崎総合科学大学（座長）

ありがとうございました。それでは続いて、西海市からも御意見いただけますか。

○西海市

西海市の杉澤でございます。江島沖洋上風力発電の導入につきましては、西海市の政策目標であります脱炭素社会に向かうまちにおけるアドバンテージだと思っております。西海市は、令和3年6月、ゼロカーボンシティへチャレンジすることを正式に表明いたしました。カーボンニュートラルを目指す企業の投資を誘導できるよう、本市の地域資源を最大限に生かした取組を展開してまいります。

今年度は、令和4年1月28日に締結いたしました、脱炭素と防災をテーマにした産官金による、金は金融機関でございますが、10者連携協定を推進体制といたしまして、PFA事業により、防災拠点となる庁舎への太陽光パネル設置やEVの導入、公用車のリース化など、リース化による脱炭素とデジタル化の推進を合わせながら、地域課題の解決にも取り組んでいております。

また、豊富な森林資源を生かしました緑の産業の推進として、成長が早いセンダンの植樹拡大と育成管理技術の普及を図るとともに、薪ボイラー導入実証を行い、化石燃料からバイオマス燃料への転換を推進いたします。

そのほかにも、本庁舎ほか29施設へのCO<sub>2</sub>フリー電力の導入、西海市内産のヒノキを使ったタイニーハウスの普及など、西海市全体で2050年脱炭素社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

さて、これまでの2回の協議会の中で、私どもは、環境への配慮や漁業等との共存共栄ということ、さらには、江島との共存共栄の重要性について提案をさせていただきました。国や県の担当者の皆様には、法定協議会の開催や様々な課題につきまして説明をいただき、誠にありがとうございます。また、このとりまとめに当たりましては、漁業関係者、航路事業者の皆様には大変な御苦勞をされたことと思っております。

今回の協議会とりまとめ案につきましては、これまでの法定協議会で議論されたことや、江島の島民の皆様、漁業関係者や航路事業者の皆様の意見をしっかりと反映していただいておりますし、これからも本協議会の皆様方の御助言並びに事業化に向けて御指導をいただきたいと思っております。

今後、江島沖洋上風力発電の導入が実現すれば、地元企業のビジネスチャンスとして、新産業の創出や地域産業の活性化などにより、雇用促進や移住・定住による将来にわたるコミュニティの継続が期待できるものと考えております。

最後になりますが、第1回の法定協議会でも発言いたしました、洋上風力発電事業は長期的な事業でございます。市としましては、漁業関係者や地域住民にとって信頼できる

発電事業者が選定され、1日でも早く江島沖で風車が回って、江島で生まれた電力が日本の再生可能エネルギーの促進の一助となることを強く望んでいるところであります。

以上でございます。

○長崎総合科学大学（座長）

どうもありがとうございました。今、長崎県のほうからと、自治体として西海市のほうから、協議会意見のとりまとめに関しまして、前向きで非常に評価するコメントがございましたけれども、これに対して事務局から何か一言ございませんか。

○経済産業省（事務局）

どうもありがとうございます。最後にまとめて、事務局のほうからコメントさせていただきます。

○長崎総合科学大学（座長）

今、自治体から協議会意見のとりまとめ案に関してお考えをいただきましたけれども、今日御出席の委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

前回の協議会でいろいろ御要望をいただきまして、それがほとんど考慮されているとりまとめ案になっておりますので、なかなかこれ以外には言いづらいかもしれませんけれども、感想でも結構でございます。

では、学識経験者ということでおいでいただいている松山先生、中原先生から何かございませんでしょうか。

○東京海洋大学

池上先生、ありがとうございます。このとりまとめにつきまして第一印象は、非常に具体的に書かれているということです。特に最後の4につきましては、江島の将来像をこういう島でありたいという姿が見えて非常に分かりやすいと感じました。

それから、出捐金の計算方法も、後で少し具体的に御説明をいただきたいと思いますが、これについても、こういう方法で計算してこうなるということで、先行の4つのファームとは違う方法で算出されたということも非常に興味深く拝見いたしました。

それから、私が指摘させていただいたのは4ページの（6）の②でございます。これは

環境配慮事項について、「選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置」で、いわゆる騒音、それから、振動という言葉をぜひ入れていただきたいということで入れていただきました。それから、風車の影、鳥類、海生生物、海洋環境、景観への影響についてのところで、海洋環境を入れていただきました。これは五島市沖の洋上風力のときも入れていただいたのですが、他の3つの、秋田県の2つと千葉県は入っていないと思いました。私は、これは非常に重要であると思って入れていただきました。

特に着床式で比較的浅いところのファームですので、台風等の高波で風車の基礎部分が洗掘される可能性がある。あるいは、洗掘されなくとも、かなり高い波が立ったときに海底の砂の移動が結構あり得る。構造物の影響が海底の砂の移動に出てくるのではないかということです。それから、江島周辺は、以前、潮流が結構あるというお話を伺っていましたので、潮流があるところでは構造物の設置により、周辺でいろいろな現象が起こるということです。それから、付着生物が結構蓋につきますので、長期にわたって事業を行うと、付着生物の死骸が溜まり環境汚染となり、底質の汚染を起こすことを考えなければいけません。海洋環境というのは結構重要になっているということで加えていただきました。

あとは、構造物の魚礁効果というのは、一般的に非常に効果があると言われておりますが、魚礁効果で魚が集まる蝟集効果はあるのですが、それらが果たして生物を増殖する機能を持っているかという疑問がある。魚は浮体や構造物に立ち寄りたりするが、いつの間にかどこかに行ってしまう単に、たまり場になるだけである可能性もある。ぜひ将来的にはそこで魚介類の生産が行われるような環境をつくっていただければと思います。漁業協調という観点から、今後、ぜひ議論をしていただければありがたいと思います。

以上です。

○長崎総合科学大学（座長）

どうもありがとうございました。（6）の環境配慮事項の環境影響評価のところで、先生が前回ずっと御指摘いただいたのはすべて入っているということで、あとは、追加的な環境措置を講ずることになっていますので、まとめ方としてはもうこれで十分だということになりますね。

○東京海洋大学

はい、それで結構です。

○長崎総合科学大学（座長）

どうもありがとうございました。あと、松山先生のほうからご質問のありました、出捐の金額の決め方についてはどうですか。

○経済産業省（事務局）

そちらについて少し補足をいたします。先ほどの資料5、とりまとめ（案）の2ページ目の一番下、（2）の⑥です。「基金への出捐等の規模（総額）については」というところですが、先ほど「選定事業者の公募占用計画で示される発電設備出力の規模に」という部分ですが、今回供給価格によらずに、設備容量によって決まる価格としています。他の補助金制度を参考にしまして、キロワット当たりの単価を250円としております。このような算出方式を取ることにによりまして、提案事業者によって供給価格が変わることによって大きく金額に差異が生じるというようなことがなくなることに加えまして、地元におきましても、共生基金についての金額の予見性が高まるものだと考えております。

事務局から以上です。

○長崎総合科学大学（座長）

どうもありがとうございました。事務局による今の御説明で、何か漁業者の方、よろしいですか。

では、ないようですので、御理解いただけたと理解したいと思います。

あと何かございませんでしょうか。では、中原先生、何かございませんか。

○海洋産業研究・振興協会

発言の機会をありがとうございます。3回目で意見のとりまとめを集約していくということで御苦労、大変だったと思います。それで、全般的な感想を述べさせていただきます。

そもそもこの法定協議会における意見とりまとめという文書は、他の地区の意見とりまとめとほぼ同じ目次構成で作られています。（1）全体理念から始まって、（2）共存・漁業影響調査について、（3）設置位置の留意点、（4）建設の留意点、（5）実施の留意点、（6）環境配慮事項、そして、（7）その他とあります。基本的に他の地域と横並びの関係で整理をされていて、私のように東京者のよそ者にとって、全体としての流れを比較する

ときに、大きな変動なしに同様の目次構成でまとめられている点というのは、いいのではないかと思います。これがまず前提です。

その上で、この意見とりまとめでは2ページ目の(2)②のところで、「日本の離島振興モデルとなることを目指して」という一文が入っています。これは特徴的なことだと思います。これまで法定協議会で離島関係といいますが、第1号促進指定を受けた同じ長崎県の五島の例がありますけれども、ほかの地域は本土等がメインでございますので、今回、「離島の振興モデルとなることを目指して」というのを明示的に書いたことはいいのではないかという印象を持ちました。

それから、⑤の末尾にも書いてありますが、この地区の意見とりまとめとして、「4. おわりに」を新しく加えている。これもまた他地域と比較して、ほかに例のない特徴だと思います。これを明示することにより、第3パラグラフから、(1) 漁業振興策として①、②、③、(2) 地域振興策として①、②、それから、(3) ということが書かれておりますので、これらを留意した格好で、まさしく事業者として手を挙げる側はこれを念頭に置いて事業計画を立ててもらいたいということを今の段階で示すことができたという意味で、評価できる書きぶりではないかと思いました。

それで、お伺いしようと思っていた点は、実は松山先生から質問がもう出て、経済産業省の石井室長から既に答えていただいたのですが、⑥のところの基金への出捐の考え方について私もお伺いしようと思いましたが、既に補足的な説明がありました。座長から「地元の構成員の方々、意見いかがでしょうか」と聞かれましたけれども、ぜひ私としても地元の方々の感想、御意見を聞かせていただければと思っております。

以上でございます。

○長崎総合科学大学（座長）

中原先生、どうもありがとうございました。このとりまとめ案について、ずっと中原先生から一つ一つこの案を評価する御意見をいただきまして、私も同感です。特に4の「おわりに」のところの書きぶりは、これまでにない書きぶりで非常に評価できると思って、座長としても非常に評価したいと思います。

今、中原先生が言われた基金について、漁協の方たちで何か御意見、感想、何でも結構です。やはり基金ということで、これが動き出したときに最も影響を受けるのはこの辺にいますが、柏木さん、何かございませんか。よろしいですか。

○西海大崎漁業協同組合（江島漁業権管理委員会）

基金のことはこれで十分だと思います。

それと、やっぱり資料5の4番、「おわりに」、ここに全て語ってくれているので、十分だと思います。ありがとうございます。

○長崎総合科学大学（座長）

どうもありがとうございました。

○西海市

基金の創設につきまして、その考え方が、先ほどおっしゃられておりましたけれども、供給価格に左右されない、影響を受けないという形で、発電量にこれを掛けていくということが非常にこれはよかったと思われま。地元として一番心配していたのが、供給価格の変動があるということが懸念材料でありましたので、そこが解消できたことは非常に評価しているところでございます。

そして、「おわりに」ですね。本当にこの事業につきましては、島の生活、それから、漁業は厳しい現実がございます。これを改善しまして、持続可能な将来を可能にするのがこのプロジェクトだと思っておりますし、また、スマートアイランド、これも本当に実際にこの言葉がしっかりと出てきたことが非常に私も評価しております。そしてまた、西海市の地場産業、これを大きなビジネスチャンスとして捉えていけるというのが、西海市としても、洋上風力発電とは何かというときにはこの3点だと思っておりますので、それがしっかりとこれに表示されているということにつきましては、本当に高く高評価させていただいているところでございます。

○長崎総合科学大学（座長）

ありがとうございました。あと、ございませんでしょうか。

そろそろ意見も大分出てきたようですけれども、このとりまとめ(案)の5ページの(7)のところ、事業者が選定されて発電事業が実施されていく中で、今の(1)から(6)まで以外に情報共有を行うべき事項が生じた場合は、本協議会を開催して協議や情報共有を行うことになっています。

今日この協議会の意見を取りまとめさせていただいたら、今後この事業が実際動くようになって、その過程でもこの協議会はずっと続いていきます。そして、この協議会を開催することによって、協議会の委員の方たちの御意見等を聞きながら、この事業が正しい方向に続けていけるというのをずっとお互い見守っていこうということだと思います。今日意見を取りまとめた後、最終的に具体的にこの事業が動き出した後も、絶えずこの事業そのものをこの委員の方たちで見守って、そして、いろいろと協議したり、あるいは情報を共有したりということを進めていくにもなりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○西彼海区漁業協同組合長会

基金というと、どこの基金も結構使いづらいという印象がありますが、この基金は、どういう場合に使えるものなのか教えていただきたい。

○長崎総合科学大学（座長）

事務局、よろしいですか。

○経済産業省（事務局）

基金の実際設置場所、それから、どのように運用していくのか、使っていくのかのルールはこれから整備することになります。従いまして、使い勝手が悪いようにするとか、それはよくないと思います。

他方で透明性が極めて重要になります。今回のとりまとめの3ページ目を御覧いただければと思います。3ページ目の（2）の⑧番です。上のほうですけれども、選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置運用に際して、公平性・公正性・透明性を確保しなければならない。また、効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。

その下に⑨がございます。地方自治体以外に基金を設置する場合（例えば、新たに財団法人を設置する等）は、基金の設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。併せて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保することとしております。



これを守っていただきながら、どこに基金を設置して、どのように使っていくのかはこれからルール整備をすることになります。

○長崎総合科学大学（座長）

よろしいですか。はい、どうぞ。

○海洋産業研究・振興協会

今の議論についてですけれども、私も御指摘の点はとても重要だと思っております。基金をどこに設置するか、地方自治体に設置するのか、それ以外のところ、今回の場合は例えば財団法人という例が出ておりますけれども、どこにするかは、地元で協議して意思決定をしていただくことになると思います。どちらに基金を設置するのにしろ、どのような形で使い道を意思決定するのか、要するに、意思決定の場をどういう格好で設置するのか、例えば基金の中に運営委員会かあるいは理事会か、最終的には総会で決めていくと思いますが、そこをきちんと制度設計、整備していかないといけない。これが経産省の石井さんの説明のように、まだ十分固まってきてないというところがあると思いますが、それをこれから固めていくことになると思います。

そのときに、透明性を確保することですね。その意思決定の場に、直接的な利害関係者である船舶運航会社、漁業関係者、そのほか地元の住民の代表、商工会議所関係、観光関係、あるいは当然のことですけれども、選定事業者が決まれば、選定事業者は協議会のレギュラーメンバーになりますから、選定事業者も入れて、どういう顔ぶれでどういう意思決定の仕組みをつくるかを皆さんで工夫してつくっていくと考えています。

石井さん、もしよろしければ、こんな説明でよろしかったかどうか、補足していただければ、なお皆様の理解の助けになると思います。

以上です。

○経済産業省（事務局）

どうもありがとうございます。まさにこのとりまとめに書いてあることはしっかり守っていただきながら、その上でルールをつくっていくことになります。基金に関する話、それから、基金を活用した共生策の話は、もう少し具体的に申し上げますと、2ページ目の(2)の⑤番から始まっています。「選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、利益

の地域への還元を目的として」というところです。ここで書かれている内容から、先ほど申し上げた3ページ目の⑨番、基金の設置の話まで含めてです。基本的にここの協議会の構成員の皆様は、利害関係者としてお集まりをいただいています。ある意味ここがとりまとめの意思決定をしているわけでもありますので、この協議会構成員の方々の意思決定の下で、実際にどのように基金を運用していくのか、設置場所はどのようにしていくのかといったところも含めてしっかり見ていただくことになると思います。

とりまとめとしては、今お話ししたレベルでとどめておりますけれども、基金の使い方、それから、どこに設置するかについては、これからルール整備をしていくということです。

○長崎総合科学大学（座長）

どうもありがとうございました。この基金に関して、非常に丁寧な説明いただきましたので、よろしいですね。

もうそろそろ時間が迫ってきたようですけれども、今、漁業者の方や自治体からいろいろ御意見いただきましたけれども、運航会社、あるいは配電会社から何か意見ございませんか。どうぞ。

○崎戸商船

運航会社でございます崎戸商船の木原と申します。私どもの意見は、あくまでも工事期間中あるいは出来上がってからの安全運航、これが一番でございます。このことは第1回目、第2回目で御意見を申し上げております。このとりまとめ案の中に盛り込んでいただいたものと思っております。特に意見としてはございません。

○長崎総合科学大学（座長）

分かりました。どうもありがとうございました。では、とりまとめで何か意見はないということよろしいですね。

あと、何か意見ございませんでしょうか。

○海洋産業研究・振興協会

すみません。外部委員として松山先生のコメントに加えてコメントさせていただきたいと思いますが、環境影響調査についてでございます。3ページ目の中ほど⑩の2行目から、

少なくとも建設工事の1年程度前から環境影響調査を開始すること、それから、漁業影響調査の結果、万が一、事業者の責によって何か分かった場合にはきちんと協議をして必要な措置をします、というような文章になっています。

文章自体としてはこれでよろしいかと思いますが、先ほど松山先生もおっしゃいましたように、いろいろな影響が出てくるということからすると、建設工事の1年程度前からというところばかりに目をとられることなく、事業実施期間中、20年、30年の間、一定のインターバルで、漁業影響調査のみならず、環境影響調査もきちんとやって、それをこの協議会に報告をして、何か問題があったときには衆知を結集して解決に取り組むというように、ここの部分を読むことが重要なことだと思っております。

今からこの意見とりまとめの文章を書き直すというところちょっと大変でしょうから、以上のような点について、地元の方々、自治体の方々も含めて御了解ということであれば、この協議会の議事録に残す格好でしていけばいいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○長崎総合科学大学（座長）

分かりました。石井室長、いかがでしょうか。

○経済産業省（事務局）

皆様その方向で問題ないのであれば、議事録にしっかり残していきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

○長崎総合科学大学（座長）

では、そういたします。松山先生、よろしいですね。

そろそろ皆さん方の意見も出そろったようでございますので、今までのいただいた御意見では、このとりまとめ案のここを修正するというところまではないようでございますけれども、全体的に、いただいたコメント等を受けて、石井室長のほうから全体的なまとめをいただけますか。

○経済産業省（事務局）

皆様、どうもありがとうございます。今回このようにとりまとめ案を提示させていただきました。今後、促進区域として指定ということになっていきますと、発電事業者の公募

選定というプロセスに進んでいきますけれども、選定に当たりましては、言うまでもなく評価基準に基づいて公平、公正に、そして、厳格に実施をいたします。

また、公募の際、今回のとりまとめは、これは以前からも申し上げておりますけれども、事業者を公募する際の公募要領の一部になります。したがって、とりまとめた内容については、事業者にはしっかり履行していただく内容になります。

洋上風力は、地元との共存共栄が大原則でございます。選定事業者に共生策として何を求めるのか。そして、この地域を発展させていく上で、目指すべき理念は何なのか。その方向性、それから、言わば羅針盤になるようなものを示すことが大事だと考えています。選定事業者と一体になって、どういった地域を、そして、未来をつくっていくのか、その方向性を示す。その点をしっかり理解した上で、発電事業者には共生策に関する具体的な提案を出していただいて、そして、選定事業者はしっかり守っていただきたいと思っています。そういった観点から、私ども事務局の案として4.、「おわりに」というのを新たに明記したというものでございます。

そして、この会議の中でも御指摘いただきましたけれども、選定事業者が決まった後もこの協議会は続きます。協議会の構成員に選定事業者も含まれて継続していきます。協議会の構成員で共生策も含めて事業の実施状況をしっかり見守っていただいて、改善すべき点があれば改善を求め、しっかり監督していくこととなります。国も当然この協議会のメンバーですので、引き続き、国も一緒になって伴走して走ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○長崎総合科学大学（座長）

どうもありがとうございました。今、事務局のほうからとりまとめ全体としての意見を述べていただきました。とりまとめ案に関する修正意見というのはなかったということで、この協議会としてのとりまとめは、今日提案いただいたもので進めたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の協議会を閉じたいと思います。本日、とりまとめの方向が見えましたので、事務局におかれましては、促進区域の指定に必要な手続に着手していただければと思います。

また、本協議会に関しましては、今後、再エネ海域利用法に基づくプロセスの進展に伴って、必要に応じて開催のお願いをさせていただくことになると思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日は御多忙のところ、御熱心に御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。どうもありがとうございました。

— 了 —